

## 定款施行細則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大江福祉会の役員及び機関の職務権限については、別に定めるものを除き、この規定によるものとする

(理事長の職務権限)

第2条 理事長は、おおむね次に掲げる事項を決裁する

- ① 役員会に対し附議又は協議を要する事項に関する事項
- ② 重要な資産の管理に関する事項
- ③ 事業計画及び財務計画の運営に関する事項
- ④ 補助金・助成金等の申請に関する事項
- ⑤ 受託・委託の契約に関する事項
- ⑥ 借入金の契約に関する事項
- ⑦ 職員の募集・任免・賞罰及び給与に関する事項
- ⑧ 役職員の出張に関する事項
- ⑨ 特に重要な通知・公告・申請・届出・報告・照会及び回答に関する事項
- ⑩ 予備費の充用及び予算の各自の流用に関する事項
- ⑪ 備品の購入・設備の補修に関する事項
- ⑫ 訴訟、その他の事訴に関する事項
- ⑬ 法人印及び代表印を管理・保管する事項
- ⑭ 前各号に準ずる事項

(施設長の職務権限)

第3条 施設長は、おおむね次に掲げる事項を専決する

- ① 事業計画の執行に関する事項
- ② 現金の出納命令に関する事項
- ③ 建物・設備備品の維持管理に関する事項
- ④ 所属職員の出張に関する事項
- ⑤ 所属職員の休暇承認・時間外勤務命令等サービスに関する事項
- ⑥ 通常のお知らせ・申請・届出・報告・回答に関する事項
- ⑦ 利用者入退所に関する事項
- ⑧ 所属職員の業務分担に関する事項
- ⑨ 職員会議等の開催に関する事項
- ⑩ 前各号に準ずる事項

(法人事務局の設置及び権限)

第4条 理事を含む若干名で法人事務局を設置し、おおむね次の任務を行う

- ① 法人のニュース・広報等の発行に関する事項
- ② 法人の財務に関する事項
- ③ 調査・研究の推進・計画に関する事項

(専決の制限)

第5条 第3条・第4条の規定に関わらず、特例事項・重要・異例事項・新規又は疑義のある事項については、理事長の決裁を受けなければならない

(諮問機関の設置)

第6条 法人の課題を検討するため、理事長の諮問機関を設置することができる

(附則)

この定款施行細則は平成17年12月1日より施行する